（参考様式）

○○○○○共同企業体協定書

（目的）

第１条　本協定が定める共同企業体は、「令和７年度（６月補正分）山形県医療機関等物価高騰対策支援金審査等業務」（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　本協定が定める共同企業体は、○○共同企業体（以下「本共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本共同企業体は、事務所を山形県（住所）　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本共同企業体は、令和○年〇月〇日に成立し、当該業務委託期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該業務を請け負うことができなかったときは、本共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　本共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所在地

　商号又は名称

　代表者

　所在地

　商号又は名称

　代表者

（代表者の名称）

第６条　本共同企業体は、○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本共同企業体の代表者は、当該業務に関し、本共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び関係官庁等と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、請負代金の請求及び受領、契約の締結、本共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　本共同企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務運営の基本に関する事項、資金管理方法、その他の本共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の運営に当たるものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、当該設置運営に伴い本共同企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２　当該設置運営に係る各構成員の業務分担及び出資割合については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第10条　本共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条　本共同企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

２　前項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第９条第２項の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務を第三者に承継又は譲渡することはできない。

（委託業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第13条　構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、本共同企業体が当該業務を運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、第４条第１項の期間の途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、委託者の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を行う。

３　第１項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第９条第２項の規定による割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員がしなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第14条　本共同企業体は、構成員のうちいずれかにおいて、第４条第１項の期間中に重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（構成員の破産又は解散に対する処置）

第15条　構成員のうちいずれかが第４条第１項の期間中において破産又は解散した場合は、第13条第２項から第５項までを準用するものとする。

（構成員の加入）

第16条　第13条から第15条までの規程による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第13条第２項の規定にかかわらず、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を本共同企業体に加入させることができる。

（代表者の変更）

第17条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、第４条にかかわらず、本共同企業体は解散するものとする。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　本共同企業体が解散した場合においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を正本○通及び副本１通を作成し、各通に全構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が所持するとともに、副本については委託者に１通提出するものとする。

令和７年　月　日

所在地

　商号又は名称

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　所在地

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

別　表

○○共同企業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員名（法人等名） | 業務分担 | 出資比率 |
| （代表者）  ○○○□□会社 | １　○○の管理に関すること  ２　△△の運営に関すること | （○○.○％） |
| ○○○○○ | １　○○の管理に関すること  ２　△△の運営に関すること | （○○.○％） |

　注１　上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

　注２　本協定書第９条第３項の定めるところにより、上記責任分担表は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

　注３　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。

（作　成　例）

共同企業体実施体制図

（共同企業体名称）

代表者　○〇〇〇（〇〇〇〇株式会社）

構成員　○〇〇〇（〇〇〇〇株式会社）

共同企業体業務事務所

（住所）

（TEL）

|  |  |
| --- | --- |
| （担当業務名）（※） | |
| 法人等名 |  |
| 代表者名 |  |

（※）受付業務、相談業務のように各々が担当する業務を簡潔に記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務責任者 | |
| 氏 名 |  |
| TEL |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （担当業務名）（※） | |
| 法人等名 |  |
| 代表者名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務責任者 | |
| 氏 名 |  |
| TEL |  |